

※各委員のご指摘を踏まえ、事務局において、議論の素材として作成したものです。

資金移動業者の口座への賃金支払について 課題の整理③

令和3年1月28日/2月15日/3月16日
 労働政策審議会労働条件分科会の主な意見（ペイロール関係）①

論点	主な意見
銀行口座との比較	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>銀行口座と全く同じ条件ではなく、その代替措置も含めて、同程度の仕組みを模索することが重要。</u> ● <u>労働者保護に欠けることがあってはならない。安全性、保全、補償は少なくとも銀行口座と同等でなければならない。</u>
資金保全	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>労働者の生活の糧たる賃金については、全額が確実に労働者に渡るということが大前提。銀行と業容の目的や資金保全スキームも違う。資金保全については銀行と同等であるということが前提。</u> ● <u>資金保全は何よりも重要な論点。昨年3月の投資等WGで、検討中の保証スキームが提示されたが現時点でどのようなものを想定していて、どの程度具体化が見込まれているのか。</u> ● <u>資金移動業者における個社の補償割合や補償されない事例について教えてほしい。</u> ● <u>資金移動業を適正かつ確実に遂行するための財産的基礎があるかどうか、資金移動業者の財産的基礎や業況を開示してほしい。</u> ● <u>財産的基礎について、金融庁の指導・監督に関し、資金移動業部分のほか、他業、業態横断的なところについて、どういう形で、どういう監督・指導がなされるのか。</u> ● <u>保証会社が「全ての労働者に対して一定の額を早期に払える体制を有しているのか」について、どこが監督するのか。</u> ● <u>資金移動業者が破綻した場合に、「速やかに支払う」ということについては、資金決済法本体で措置すべき。</u> ● <u>2月15日の分科会で提示された「6営業日以内に最大100万円を労働者に返還し、アカウント残高の残りの部分は供託金から別途返還する」という資金保全スキームの例は、労働者保護の観点から十分であると考える。</u>

令和3年1月28日/2月15日/3月16日
 労働政策審議会労働条件分科会の主な意見（ペイロール関係）②

論点	主な意見
不正引出し等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● セキュリティ不備による不正への対応は重要。 ● 不正利用には「なりすましによるもの」と「振り込まれたあとに不正利用されるもの」の2類型ある。今回、ドコモ問題を踏まえてガイドラインが改正されるとのことだが、後者の不正利用についても対応ができるものなのか。 ● 今回は資金保全・換金性・本人同意の方法について銀行との比較だったが、<u>不正の場合の補償、セキュリティ等他にも比較する点があるのではないか。</u> ● 資金移動業者の健全性、安全性に大きな不安がある、リスクは労働者に負わせるべきではない。 ● <u>資金移動業者のトラブルは、年間どの程度起きていて、どの程度指導がなされているのか。</u> ● <u>具体的に、どのような不正引出しの対策・補償を考えているのか。</u> ● 不正引出しに際しての補償レベルについては、資金移動業者間で統一することが重要。インターネットバンキングにおける全銀協申し合わせと同等のものを設ける必要があるのではないか。
換金性	<ul style="list-style-type: none"> ● 換金性について、証券では1円単位での払戻しが要件となっているとのことだが、資金移動業者についてはどうなっているのか。 ● <u>換金性のほか、銀行口座への貸金振込における現行の扱いについて、整理した資料を用意いただきたい。</u> ● 利便性を高めるという観点から、出金は1円単位とし、月に1回程度無料で出金できることが必要ではないか。

令和3年1月28日/2月15日/3月16日
労働政策審議会労働条件分科会の主な意見（ペイロール関係）③

論点	主な意見
制度化のニーズ	<ul style="list-style-type: none">● 公正取引委員会の調査結果や出張等の各種経費が資金移動業者へ既に支払われていることから、必要性は十分あるのではないか。● 公正取引委員会の調査の回答者の対象はコード決済利用者であること、調査がドコモ口座問題の前に行われたことから、情報の非対称性があるのではないか。● アメリカでは銀行口座振込と並行してペイロールカードが利用されているとのことだが、どのような人が、なぜペイロールを使っているのか、どの頻度の振込（月払い、週払い）で使われるのか、副業で使われているのか、一部をペイロールなのか等について教えてほしい。● 一定のニーズがあるならば、制度化を前向きに検討すべき。● 労働者保護を大前提にしつつ、多様な給与受取ニーズに応える、労働者の利便性を高める観点から議論を行う必要がある。● 経費精算や福利厚生の一部については、資金移動アカウントへの支払が既に行われており、導入企業からは、タイムリーな資金の受取りが可能になった、アプリから送金履歴が確認できて便利、経理業務がIT化され働き方改革につながったといった、高く評価する声があり、幅広いメリットがある。● なぜわざわざ複雑で安全性が担保されない資金移動業者を追加するのか。

令和3年1月28日/2月15日/3月16日
 労働政策審議会労働条件分科会の主な意見（ペイロール関係）④

論点	主な意見
<p>導入に当たっての企業実務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金移動業者の口座の場合、振込エラーにはどのように対応するのか。 ● 受入上限設定等により事業者が責めを負うこともあるということで、<u>回避先の口座をあらかじめ設定しておく</u>というようなことが必要ではないか。 ● 銀行振込の場合は、<u>金融機関名・口座番号等の情報が必要だが、資金移動業者に送金依頼をするときは何の情報が必要なのか。</u> ● 資金移動アカウントへの賃金支払と銀行口座への賃金支払とで、必要となる情報が大幅に異なると、企業のシステム対応の負担が大きくなり、実効性が低くなってしまう。制度化に当たっては、企業のシステム対応という観点も重視してほしい。 ● 資金移動業の<u>口座開設における本人確認は</u>どうなっているのか。 ● 労働者の利用機会を広げる意味からも、企業の導入ハードルが下がり、円滑な実務が可能となる仕組みが必要。 ● 資金移動アカウントの上限額を超えてしまって、賃金を支払えないという事態が起きた場合に、事業主が責任を負わないということを明確にすることや、回避先の口座を予め定める等、企業実務に沿った形で丁寧に議論を行いたい。 ● 利用者(賃金振込元)になる中小企業からすると80ある資金移動業者のうちのどこを選択していいのかというのが分からない。 ● 使用者は指定された業者の中から絞り込むことができるのか。 ● 「無料～一定」とのことだが、<u>手数料についてのイメージや、使用者として利用すればどのようなメリットがあるか整理してほしい。</u> ● <u>賃金を振り込む場合の銀行、資金移動業者の手数料について、比較してほしい。</u>

令和3年1月28日/2月15日/3月16日
 労働政策審議会労働条件分科会の主な意見（ペイロール関係）⑤

論点	主な意見
労働行政と 監督指導の関係 について	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>資金移動業者に対して、労働行政がどこまで監督指導ができるのか。</u> ● <u>監督指導については、1階部分も含めてどのように監督指導できるのかということもあるので論点として追加してほしい。</u> ● <u>現状の1階部分に対する行政指導、監督の内容について、監督官庁である金融庁から具体的に説明してほしい。</u> ● 厚生労働省と金融庁との「連携」はどのようなイメージか。 ● 本件について、<u>金融庁が管轄する部分に対し、労働条件分科会の議論がきちんと反映されるのか。</u> ● 1階、2階それぞれにおける課題・論点を明確に分ける必要がある。 ● <u>1階部分と2階部分で議論を分け、本分科会では2階部分の議論を行うべきではないか。</u> ● 「指定」とは、どのような行政行為か。要件を満たさなくなった場合に指定の取消はあるのか。取り消された場合、賃金振込の扱いはどうなるのか。 ● 「<u>賃金支払業務の実施状況等を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有することが必要ではないか。</u>」との記載があるが、「<u>実施状況等</u>」とは何を意味しているか、また「<u>報告できる体制</u>」とは「<u>どのような場合</u>」に報告することを想定しているか。
個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>セキュリティ、マネロン、個人情報保護における金融庁の監督や運用の実態について、銀行と資金移動業者は同じレベルなのか。</u> ● <u>決済データを扱っている資金移動業者の個人情報の取扱いについて、銀行と同じ監督手法でいいのか。個人情報についても論点として整理するべきではないか。</u>

令和3年1月28日/2月15日/3月16日
労働政策審議会労働条件分科会の主な意見（ペイロール関係）⑥

論点	主な意見
本人同意	<ul style="list-style-type: none">● <u>銀行振込との違いに関する説明を行う等、本人同意の手続についても重要であり論点として追加してほしい。</u>● <u>本人同意は特に重要であり、「どのような場合に、労働者が賃金を資金移動業者に振り込んでほしいのか」、「どのような場合に、企業側が振り込みたいと考えるのか」、「労働者が望んでいないのに、資金移動業者への振込を望む場合はどのような場合があるのか」について整理してほしい。</u>● <u>使用者から資金移動業アカウントへの送金を強制されない仕組みが必要。</u>● <u>破綻時の補償等の情報を適切に提供することを要件化して、本人同意におけるひな形等も提示するべきではないか。</u>● <u>銀行口座等へ賃金の支払を行う場合には、事前に労使協定を締結しているとのことだが、資金移動業アカウントへの賃金支払についても、同様に労使協定を締結することと、労使双方が関与する一定の手続を要件とすることが重要。</u>● <u>資金移動業アカウントへの賃金支払が選択肢として加わった場合、現金払か資金移動業アカウントへの支払かの2択になってしまう場合もあり、結果として労働者にリスクの高い選択肢しか提示されないということは問題ではないか。</u>● <u>賃金振込先口座を使用者から指定されているような場合、労働者が、労働基準監督署に対して、使用者に対する指導を求めることができるのか。</u>

令和3年1月28日/2月15日/3月16日
 労働政策審議会労働条件分科会の主な意見（ペイロール関係）⑦

論点	主な意見
滞留規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な振込自体が滞留規制に抵触するとは思えない。労働者保護の観点から、<u>滞留規制により労基法24条違反を回避するために何ができるか、という視点で検討すべき</u>。論点ごとに労働者保護の観点から建設的な議論を行いたい。 ● 賃金の振込先となると預金口座のように資金の滞留が起こりえるが、<u>資金移動ということを念頭に置いた規制でいいのか</u>。 ● <u>滞留規制は資金決済法上の問題なので、1階部分でクリアにする必要がある</u>。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業が資金移動業者口座に賃金を支払う場合の<u>具体的な資金の流れを示してほしい</u>。またそのプロセスを踏まえ、<u>どこにリスクがあり、どう対策するかを検討してほしい</u>。 ● 議論が再開されるということについては歓迎したいが、制度化に当たって議論に必要な情報の共有がまだできていない。 ● 資金移動業者の口座への賃金支払について、想定している労働者や、利用する理由、改正資金決済法の仕組み等、不明な点が多いので、説明や議論を尽くしていただきたい。 ● 事務局には本日の意見について文章で示してほしい。 ● <u>議論を深める観点から、制度化した場合を想定して、より具体的な制度設計案を提示してほしい</u>。 ● <u>アメリカのペイロールの状況について、現在課題となっている利用履歴を含めた個人情報の取扱い、資金保全、不正引出しへの補償等も資料化してほしい</u>。

資金移動業者の口座へ賃金支払を行う場合の制度設計案（骨子）

※3月16日の委員からのご意見を踏まえ、議論の素材として作成したもの。

(1) 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができるものとする。

※銀行口座への振込、一定の要件を満たす証券総合口座への払込は、引き続き可能。

※資金移動業者の口座への賃金支払について、使用者が労働者に強制しないことが前提。

(2) 次の①～⑤の全ての要件を満たすものとして、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への資金移動

(指定の要件)

① 破産等により資金移動業者の債務の履行が困難となったときに、労働者に対して負担する債務を速やかに労働者に保証する仕組みを有していること。

② 労働者に対して負担する債務について、当該労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰すことができない理由により当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。

③ 現金自動支払機(ATM)を利用すること等により口座への資金移動に係る額(1円単位)の受取ができ、かつ、少なくとも毎月1回は手数料を負担することなく受取ができること。また、口座への資金移動が1円単位でできること。

④ 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。

⑤ ①～④のほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

(3) 厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者は、①～⑤の要件を満たすことを示す申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。厚生労働大臣は、指定を受けた資金移動業者(指定資金移動業者)が①～⑤の要件を満たさなくなった場合には、指定を取り消すことができる。

資金移動業者の口座へ賃金支払を行う場合の制度設計案（論点①）

※3月16日の委員からのご意見を踏まえ、議論の素材として作成したものの。

（1）労働者の同意

- 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について、次の方法によることができるものとする。
 - ア) 資金移動業者の口座への賃金支払に関する労働者の同意に当たっては、滞留規制や破綻時の保証方法等、銀行口座等への賃金支払との違いも理解の上で同意できるようにすることが必要ではないか。事業場内でのルール設定をする際、銀行口座等への賃金支払と同様に労使協定を締結するという取扱でよいか。
 - イ) 労働者の同意の際の確認事項については、現行の銀行口座等への賃金支払の取扱を踏まえると、①希望する賃金の範囲及び金額、②資金移動業者名、アカウントID、③振込開始時期が必要であると考えられるが、資金移動業者の口座への賃金支払固有の事項として、破綻時の保証の受取方法や、振込エラー対策の観点から必要な労働者の情報（例：電話番号、生年月日）、受入上限を越える場合の代替口座情報等、銀行口座等と比べて付加的な事項を確認することが必要ではないか。
 - ウ) 使用者が選択する賃金支払手段に関して、銀行口座や証券総合口座については、「取扱金融機関及び取扱証券会社は、金融機関又は証券会社の所在状況等からして1行、1社に限定せず複数とする等労働者の便宜に十分配慮して定めること」とされているが、資金移動業者口座への賃金支払が、労働者の自由意思に基づく同意となるようにするため、資金移動業者の口座以外の賃金支払手段も選択肢とする取扱とすべきか。

（2）資金移動業者の指定要件

○ 次の①～⑤の全ての要件を満たすものとして、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への資金移動

エ) 資金移動業者について、資金決済法改正後には、①高額類型、②現行類型、③少額類型の3類型となるが、指定対象の資金移動業者の種類の範囲をどうすべきか。

（指定の要件）

① 破産等により資金移動業者の債務の履行が困難となったときに、労働者に対して負担する債務を速やかに労働者に保証する仕組みを有していること。

オ) 指定資金移動業者が破綻した場合に、供託額の不足があった場合であっても、労働者の口座にある貸金が保全されることが前提であるが、更に、①十分な額が②早期に労働者に支払われることが必要であると考えられる。その際、

・「①十分な額」については、資金決済法改正後の滞留規制に鑑みて、全額または上限を設ける場合は100万円以上（※残高が100万円未満の場合には当該額）

・「②早期に」については、数日以内に支払われるとすることで十分か。

② 労働者に対して負担する債務について、当該労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰すことができない理由により当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。

カ) インターネットバンキングにおける不正引出しの補償の取扱を踏まえ、労働者が無過失の場合には損失全額を補償することとしてはどうか。一方、労働者に過失がある場合の補償のあり方についてどう考えるか。

資金移動業者の口座へ貸金支払を行う場合の制度設計案（論点③）

※3月16日の委員からのご意見を踏まえ、議論の素材として作成したものの。

（2）資金移動業者の指定要件

③ 現金自動支払機(ATM)を利用すること等により資金移動業者の口座への資金移動に係る額(1円単位)の受取ができ、かつ、少なくとも毎月1回は手数料を負担することなく受取ができること。また、資金移動業者の口座への資金移動が1円単位でできること。

キ) 銀行口座等への貸金支払の取扱を踏まえ、資金移動業者の口座に振込がなされた貸金は、所定の貸金支払日に換金(出金)できることが必要ではないか。

ク) 証券総合口座への貸金支払の取扱を踏まえ、換金(出金)の単位については「1円単位」とし、資金移動業者の口座への資金移動が1円単位でできることが必要ではないか。

ケ) 換金(出金)の際の手数料については、貸金支払における毎月1回以上払の原則も踏まえ、少なくとも毎月1回は手数料を負担することなく受取ができることとしてはどうか。

④ 貸金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。

コ) 資金移動業者については、資金決済法等に基づく規制(1階部分)については、「利用者の保護及び資金移動業の適正かつ確実な遂行」の観点から、金融庁・財務局によるモニタリングが実施されているが、「貸金の確実な支払」を担保するため、労働基準法施行規則に設けられる指定要件(2階部分)については、厚生労働大臣が、指定資金移動業者に対し、報告させることができることとしてはどうか。

サ) 「適時に厚生労働大臣に報告できる体制」は、資金保全に関わる保証会社・保険会社等にも求めることとしてはどうか。たとえば、資金移動業者は、保証会社・保険会社等から、「資金保全について厚生労働省から求められた際の適時の報告」に関する同意書を取得し、申請時にこれを提出する等の運用としてはどうか。

（2）資金移動業者の指定要件

- ⑤ ①～④のほか、貸金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること

シ) 指定要件として、貸金支払業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力や社会的信用を有することとして、具体的には、以下の点を求めるべきではないか。

1. セキュリティ不備による不正引出しへの対策を講じていること
2. 貸金の振込エラーへの対策(入金できない場合、予め定めておいた代替口座に支払う等)を講じていること
3. 労働者(利用者)の個人情報について、厳格な取扱いを行っていること
4. 現時点において、資金決済法に基づく行政処分(業務改善命令や業務停止命令)がなされていないこと

ス) 一方、上記の事項については、資金決済法等に基づく規制(1階部分)との関連が特に深く、金融庁とも連携しつつ、厚生労働省において、指定要件の充足について総合的に判断していくべきではないか。

※3月16日の委員からのご意見を踏まえ、議論の素材として作成したものの。

(3) 厚生労働省による指定・指定取消

- 厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者は、①～⑤の要件を満たすことを示す申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。厚生労働大臣は、指定を受けた資金移動業者（指定資金移動業者）が①～⑤の要件を満たさなくなった場合には、指定を取り消すことができる。

- セ) 厚生労働大臣による指定取消については、資金移動業者にとって不利益処分に当たるだけでなく、当該資金移動業者の口座への貸金支払を利用する労使にとっても影響が大きいことから、指定要件が満たされないことを確認してから指定取消までの間の手順等について、あらかじめ示しておくべきではないか。

米国におけるペイロールカードの概要

概要

- 米国におけるペイロールカードは、労働者に賃金を支払う目的で使用者が提供するプリペイドカードをいう。
- 金融機関等により発行されるカードであるが、VisaやMastercardなど国際ブランド化していることが多い。その場合、当該ブランドが利用可能な店舗等で決済が可能となっている。また、通常、ATMによる現金引出しも可能。

利用者・利用理由

- かつては、ペイロールカードの主な利用者は銀行口座を持たない労働者であり、銀行口座の維持や小切手の現金化にかかる手数料の削減等を目的としていた(2019年連邦預金保険公社(FDIC)の調査によると、全世帯のうち銀行口座を持たない世帯は5.4%)。
- 現在は、上記に加え、銀行口座を持つ労働者も、モバイルアプリなどによる収支の管理や追跡等の利便性の観点から利用しており、民間調査によると、ペイロールカードの利用者の約85%が当座預金口座を保有している。また、利用者の年齢層は若年層が多く、25歳～44歳の利用者が63%となっている。利用者の家計所得(年間)は、均等に分布しており、10万ドル未満が約50%、10万ドル以上が約50%となっている。
- アクティブに利用されているペイロールカードの数は、別の民間調査によると、2017年の約590万枚から、2022年には約840万枚に増加すると予想されている。
- なお、米国労働統計局の雇用統計調査によると、米国における賃金支払の頻度は、毎週が33.8%、2週間毎が42.2%、月2回が18.6%、毎月が5.4%となっている(2019年2月時点)。

規制

- アメリカペイロール協会によると、ペイロールカードについては、連邦法による規制に加えて、州法による規制のある州もあるが、ペイロールカードの利用自体が禁止されている州はないとされている。
- 連邦法では、公正労働基準法にはペイロールカードに関する明確な規制はないが、電子資金移動法(EFTA)及びその施行規則であるレギュレーションEでは、①使用者は、ペイロールカードを提供した労働者に対して、他の選択肢も提供すること、②金融機関等は、口座に関連する手数料や条件(預金保険の対象かを含む)等を利用者に開示することといった規制がなされている。
- 銀行が発行する場合は通常、預金保険(FDIC)の対象となるため、預金保険が適用されるケースは多い(※)が、シンクタンクの調査によると、ペイロールカードの預金保険が義務化されているのはハワイ州とコネティカット州の2州とされている。
(※)米国消費者金融保護局の2014年調査によると、ペイロールカードのうち、預金保険や信組保険といった保険がないものは12.0%。
- レギュレーションEでは、金融機関等は、ペイロールカードに限らず、プリペイドカードの紛失・盗難等による不正な送金について、利用者に損失費用の一部を払い戻すこととなっている。
- アメリカペイロール協会によると、連邦法・州法で、労働者に対し、給料日に賃金が支払われ、その日に労働者が引出しができるようにする必要があり、ほとんどの州では、賃金支払期間に少なくとも1回は手数料無料で引出しができなければならないとされている。
なお、多くの州では、労働者はオンライン又は電話でアカウント残高に無料で確認(アクセス)できるようにする必要があるとされている。

(資料出所) 出典を記載していない部分について、概要については米国消費金融保護局のWebサイト、規制及び利用者・利用理由については、以下をもとに厚生労働省労働基準局が作成。

・Center for American Progress “How Workers Get Paid Is Changing, Consumer Protections Need to Catch Up” (Gregg Gelzinis, David Madland, and Joe Valenti, January 2019)

・Consumer Financial Protection Bureau, “Study of prepaid account agreements” (Washington: 2014)

・American Payroll Association “Regulation of Payroll Card Accounts: A Guide for Policymakers (With Model Payroll Card Legislation)” (February 2018),

・Mercator Advisory Group “3 Key Payroll Card Takeaways Each for Employers & Employees” (PaymentsJournal, September 20, 2019),

・Mercator Advisory Group “Payroll Card Users Might Not Be Who You Thought They Were”(PaymentsJournal, September 18, 2019),

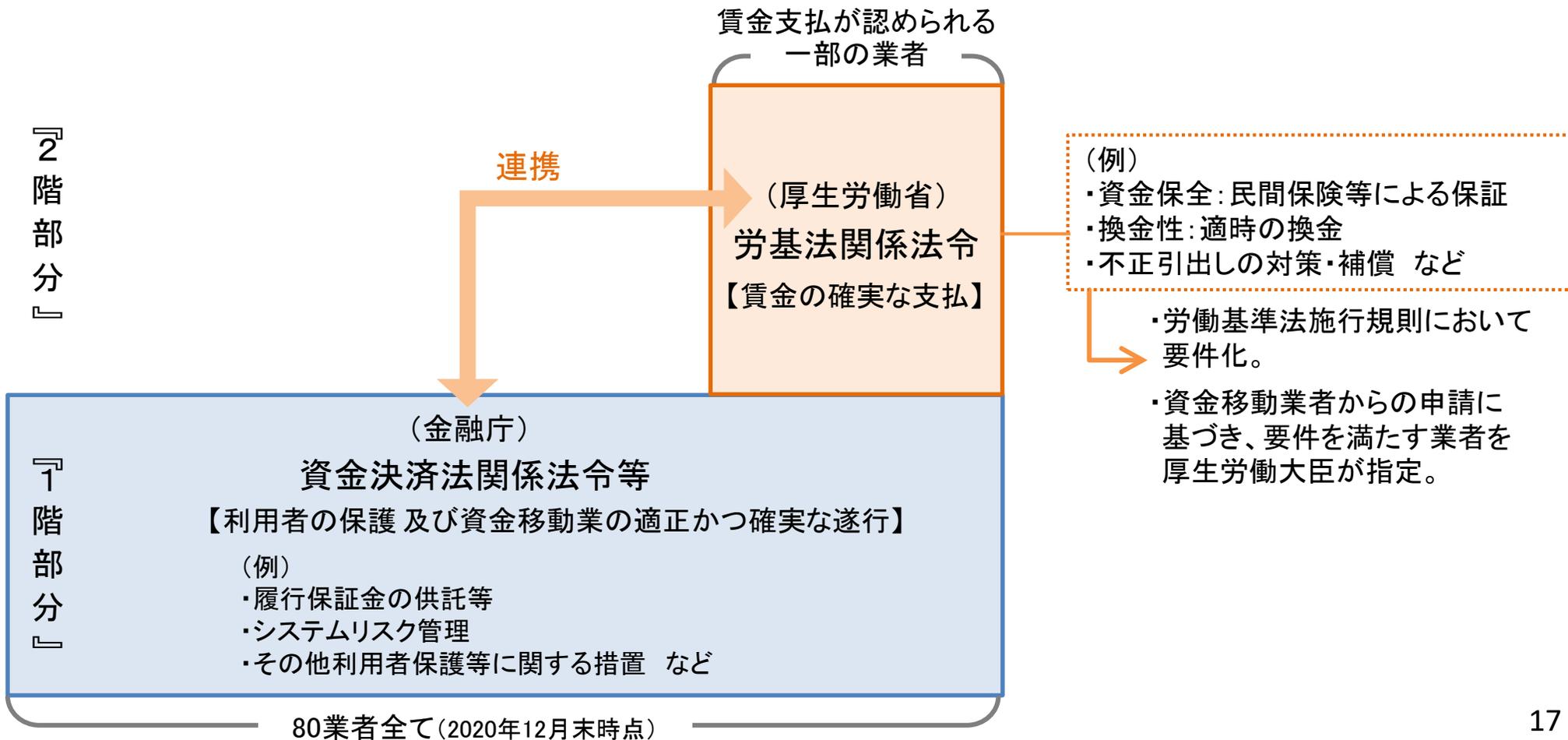
・Aite Group “U.S. Payroll Card Market Overview: The State of Pay” (report summary, September 7, 2017)

参考資料①
資金移動業の規制等(1階部分)

資金移動業者の口座への賃金支払を認める場合に必要な規制のイメージ

※各委員のご指摘を踏まえ、事務局において、議論の素材として作成したもの。

- 現行では、資金決済法等に基づき、「利用者の保護及び資金移動業の適正かつ確実な遂行」の観点から、全ての資金移動業者に必要な規制がなされている(『1階部分』)。
- 仮に資金移動業者の口座への賃金支払を認める場合には、『1階部分』に加えて、労働基準法施行規則に基づき、「賃金の確実な支払」を担保するための要件を満たす一部の資金移動業者のみに限定することが必要(『2階部分』)。



資金移動業について①

- 資金移動業者とは、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に基づき、内閣総理大臣(財務局長に委任)の登録を受けて、銀行その他の金融機関以外の者で、為替取引を業として営む者。(2020年12月末時点: 80事業者)
- 一回当たりの送金額上限は、100万円以下。(政令で規定。)
- ※ 昨年6月に資金決済法が改正され、高額送金を取扱可能な類型を創設するなど3類型に分類(2021年5月1日施行)

登録の要件

- ①株式会社又外国資金移動業者(国内に営業所を有する外国会社に限る。)であること。
- ②外国資金移動業者にあつては、国内に代表者(国内に住所を有するものに限る。)がいること。
- ③資金移動業を適切かつ確実に遂行するための必要な**財産的基礎**があること。
※ 資本金や純資産額にかかる一律の基準は課せられていない。事業内容・方法に応じて必要となる財産的基礎を有するかを個別に審査。
- ④資金移動業を適切かつ確実に遂行する体制整備が行われていること。
- ⑤法令を遵守するために必要な体制整備が行われていること。
- ⑥他の資金移動業者と同一又は類似の商号でないこと。
- ⑦法令に規定する行政処分履歴がないこと。(資金決済法等に違反し、罰金刑を処せられ、その刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない、等。)
- ⑧他に行う事業が公益に反していないこと。
- ⑨役員に不適格者がいないこと。

事業者への主な規制

(1) 履行保証金の供託等

- 資金移動業者は、各営業日ごとに、「要履行保証額」を把握し、当該額以上の資産保全を行う必要。
※ 要履行保証額 = 「各営業日における未達債務の額」+「還付手続きに関する費用の額」(1000万円以下の場合1000万円)
- 資産保全の方法は、供託、金融機関との保全契約、信託会社との信託契約のいずれかの方法による。
- 供託又は保全契約の場合は、基準期間を1週間とし、基準期間内の要履行保証額の最高額以上の額を、当該期間の末日から1週間以内に供託。保全契約の締結により、全部又は一部の代替可。
※ 保全が図られるまでの期間については、改正資金決済法において短期化されている(P23参照)
- 信託契約の場合は、基準期間を毎営業日ごととし、各営業日における要履行保証額を、その翌営業日までに上回るよう、信託財産を拠出。供託、保全契約との代替は不可(改正資金決済法においては可能)。

事業者への主な規制

(2)情報の安全管理

- 個人利用者情報について、漏えい、滅失、毀損の防止や目的外利用をしないための措置を講じる必要。

(3)委託先に対する指導

- 業務を委託した場合は、委託先への指導、委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置を講じる必要。

(4)利用者の保護等に関する措置

- 利用者に対し、あらかじめ、書面交付等により、銀行等が行う為替取引との誤認防止のための説明を行う必要。
- 以下の区分に応じ、利用者との為替取引にかかる契約内容について情報提供する必要。
 - ①為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結しない場合
→ 標準履行期間、手数料等、苦情・相談に対応場所 等
 - ②為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合
→ ①の事項に加え、為替取引の額の上限、契約期間、中途解約時の取扱 等

(5)犯罪収益移転防止法における取引時確認

- 資金移動業者は、犯罪収益移転防止法で規定する「特定取引事業者」として、マネーロンダリング・テロ資金供与対策の目的から、特定取引(①10万円を超える送金、②為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結)を行うに際し、取引時確認や記録の作成・保存等を行う必要。

金融庁・財務局による監督等

- 帳簿書類の作成・保存。(資金移動の取引記録、各営業日、基準日における未達債務、要履行保証額の額等)
- 財務局への報告書の提出。 <資金移動業に関する報告書(年1回)、未達債務の額等に関する報告書(年2回)>
※未達債務の額等に関する報告書については、改正資金決済法において年4回の提出が必要。
- 報告徴収、立入検査
- 業務改善命令
- 業務停止命令、登録の取消し

資金移動業における口座開設時の本人確認（取引時確認）

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）では、銀行や資金移動業者等の特定事業者は、顧客等との間で預貯金契約の締結や為替取引等の特定取引を行う際に、省令に定める方法（※）により、顧客等について、取引時確認を行わなければならないこととされている。

（※）犯収法施行規則では、取引時確認の方法として、顧客が自然人の場合、対面取引における本人確認書類の提示や、非対面取引における本人確認書類用画像情報の送信等によるほか、預貯金口座における口座振替の方法により決済される取引については、あらかじめ当該口座が開設されている銀行等と合意することにより、①当該銀行等が預貯金契約を締結する際に顧客等の取引時確認を行い、②当該取引時確認に係る確認記録を保存していることを確認することによる方法も認められている。

（※）なお、令和3年2月26日に改正された金融庁の事務ガイドライン（資金移動業者関係）では、「口座振替サービスとの連携に際し、資金移動業の利用者について、公的個人認証その他の方法により実効的な取引時確認を行い、本人確認書類等により確認した当該利用者の情報と連携先が保有する情報を照合することにより、当該利用者と預貯金者との同一性を確認するなど、適切かつ有効な不正防止策を講じている」こと、「資金移動業者における不正防止策は、連携先の銀行等における不正防止策の内容と重複しないものとする必要がある」こととされている。

■ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）

（取引時確認等）

第四条 特定事業者（第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（略）に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるもの）にあっては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

二 取引を行う目的

三 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容

四 （略）

2・3 （略）

別表（第四条関係）

第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者	金融に関する業務その他の政令で定める業務	預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。）の締結、為替取引その他の政令で定める取引
-------------------------	----------------------	---

資金移動業の利用状況等

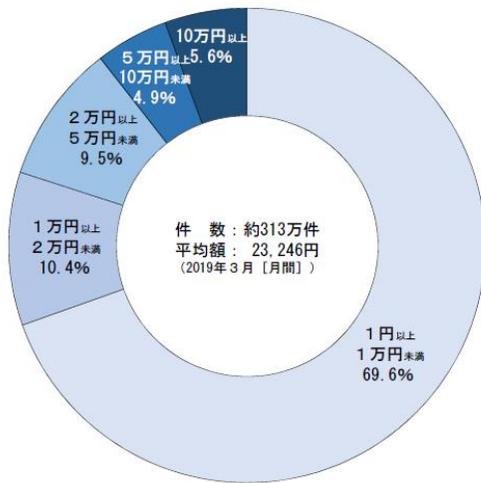
年間取扱額及び年間送金件数の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
年間送金件数	26百万件	42百万件	84百万件	126百万件
年間取扱額	5,479億円	7,481億円	10,877億円	13,463億円

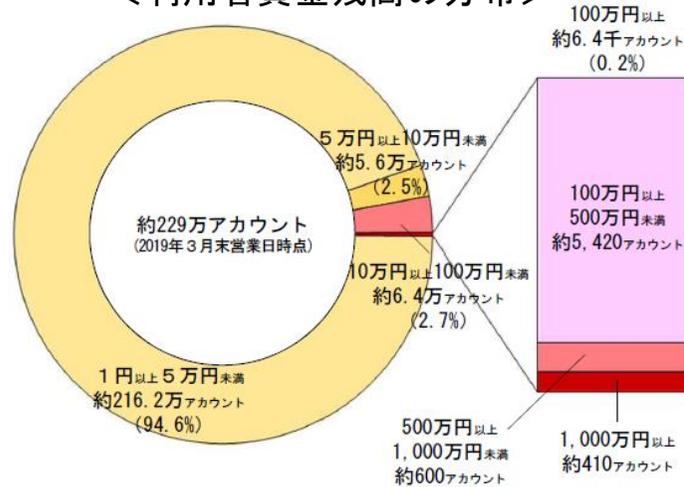
(出所)金融庁調べ

送金額及び利用者資金残高の分布

<送金額の分布>



<利用者資金残高の分布>



(出所)金融庁調べ(2019年3月時点)

(注)金融庁からの係数提供依頼に応じた46事業者分のデータ

各社の資本金の状況

資本金	該当業者数(うち、ビジネスモデルが海外送金のみの業者数)
1,000万円未満	2(2)
1,000万円以上～5,000万円未満	23(22)
5,000万円以上～1億円未満	16(12)
1億円以上～5億円未満	17(5)
5億円以上～10億円未満	1
10億円以上～	16(1)

(出所)金融庁調べ(2020年4月時点)

金融庁・財務局によるモニタリングの状況

- 資金決済法に基づき、金融庁・財務局がオンサイト・オフサイトによるモニタリングを実施。
- 制度開始以降、資金移動業者に対する行政処分は、業務停止命令が1件、業務改善命令が2件。

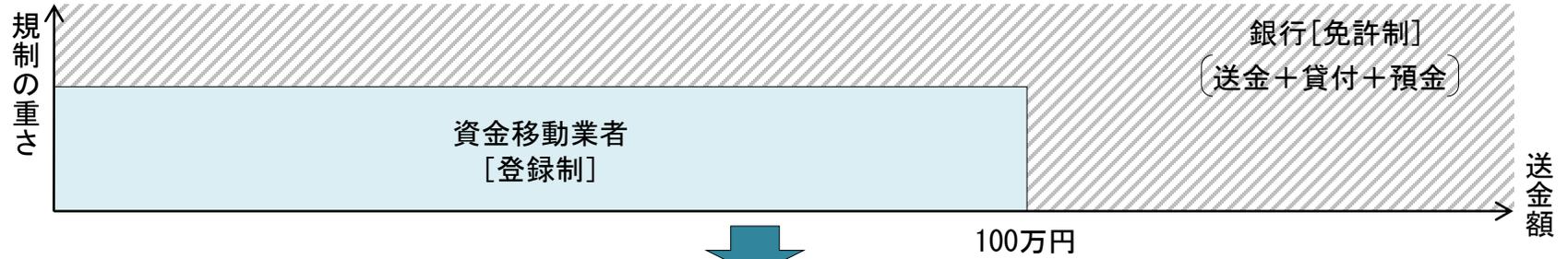
これまで破たん事例なし。(2020年12月末時点)

(出所)「金融庁の1年(2019事務年度版)」、「行政処分事例集」

令和2年資金決済法改正の概要 (令和3年5月1日施行)

【法改正のポイント】

- 資金移動業に、現行類型に加え、新たに高額類型と少額類型を設け、送金額に応じた規制を適用。
- 具体的には、類型ごとに、利用者資金の滞留の可否や保全方法に差を設ける。



	(赤字は政令事項、青字は内閣府令事項)		
送金上限額	5万円以下/件	100万円以下/件	上限なし
利用者資金の滞留	滞留可 ただし、受入上限額5万円以下	滞留可 ただし、受入額100万円超の場合、送金と無関係の資金を滞留させない体制整備	原則滞留不可 送金額/送金日/送金先が明確な場合のみ 資金を受け入れ、ただちに送金
利用者資金の保全方法	右記に代えて預金管理も可		供託/保証/信託で全額保全
	週に1回以上必要額を算定し、3営業日以内に保全		営業日ごとに必要額を算定し、2営業日以内に保全
その他	第三者による不正利用が行われた場合の損失補償方針を利用者に情報提供		

※ 資金移動業者が受け入れる利用者資金は、送金に用いられるものである必要

銀行、資金移動業者の比較①

	銀行	資金移動業者
許認可等	<ul style="list-style-type: none"> ● 免許制 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高額類型：認可制 ● 現行類型・少額類型：登録制
資本要件	<p>(最低資本金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 20億円 <p>(自己資本比率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国内業務のみを行う場合：4%※¹ ● 国際業務を行う場合：8%※² <p>※ 基準を下回った場合は金融庁による早期是正措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金移動業を適正かつ確実に遂行するための必要な財産的基礎があること <p>※ 資本金や純資産額にかかる一律の基準は課せられていない。事業内容・方法に応じて必要となる財産的基礎を有するかを個別に審査。</p>
セキュリティ対策	<p>根拠：銀行法及び主要行等向けの総合的な監督指針</p>	<p>根拠：資金決済法及び事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係)</p>
	<p>システムリスク(コンピュータの不正利用により利用者や資金移動業者が損失を被るリスク等)における監督の着眼点として</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ システムリスク管理態勢・評価 ➢ 情報セキュリティ管理 ➢ サイバーセキュリティ対策 <p>等について同様の記載がなされており、これに基づいて監督指導等が行われる。</p>	

※1 算出式：
$$\frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} + \text{マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額} + \text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$

※2 算出式：
$$\frac{\text{総自己資本の額（Tier 1資本の額} + \text{Tier 2資本の額（Tier 2資本に係る基礎項目の額－Tier 2資本に係る調整項目の額））}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} + \text{マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額} + \text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$

銀行、資金移動業者の比較②

		銀行	資金移動業者
マネー・ローン ダリング対策		<p>根拠: 犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン、主要行等向けの総合的な監督指針</p>	<p>根拠: 犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン、事務ガイドライン(第三分冊: 金融会社関係 14 資金移動業者関係)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ● 犯収法: 取引時確認等に関する内部管理態勢の構築 ● マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン: <ul style="list-style-type: none"> ➢ 金融機関: マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の整備、マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチの実施(リスクの特定、評価、リスクに見合った対策)等、特に、全ての顧客に対するリスク評価及びリスクに応じた継続的な顧客管理措置、疑わしい取引届出態勢の整備、記録保存等 ➢ 業界団体や中央機関等: 金融機関等にとって参考とすべき情報や対応事例の共有、態勢構築に関する支援等 ● 監督指針、事務ガイドライン <ul style="list-style-type: none"> ➢ 犯収法に基づく取引時確認等の措置及びガイドライン記載の措置を的確に行うための監督における着眼点、監督手法・対応(銀行法・資金決済法に基づく報告徴収、業務改善命令、業務停止命令等)について同様の記載。 	
換金性 ※	換金の方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行窓口での受取 ● 銀行ATM等での引出し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 提携先店舗での受取 ● 銀行口座に送金後、銀行ATM等での引出し ● 提携金融機関のATMでの引出し
	手数料	無料～一定額	

※ 換金性については代表的なものであり、各機関、各業者によって異なる。

換金(出金)の単位については、個社や換金の方法にもよるが、証券総合口座については、労働基準法施行規則第7条の2第1項第2号ハにおいて賃金の払込みを行う場合、「払戻しが、その申出があった日に、一円単位でできること」を要件としている。

銀行、資金移動業者の比較③

	銀行	資金移動業者
	<p>根拠:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法令 ・銀行法施行規則 ・個人情報保護法についての各種ガイドライン ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン ・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針 ・主要行等向けの総合的な監督指針 	<p>根拠:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法令 ・資金移動業者に関する内閣府令 ・個人情報保護法についての各種ガイドライン ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン ・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針 ・事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)
<p>個人情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 府省令(銀行については銀行法施行規則、資金移動業者については資金移動業者に関する内閣府令において同様の記載)、個人情報保護法令、各種ガイドラインにおいて <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人データの安全管理に係る基本方針等の策定 ➢ 個人データの安全管理措置に係る実施体制の整備 ➢ 第三者提供の制限 等が求められている。 ● 監督指針、事務ガイドライン <ul style="list-style-type: none"> ➢ 上記に基づく適切な取扱いを確保するための監督における着眼点、監督手法・対応(銀行法・資金決済法に基づく報告徴収、業務改善命令、業務停止命令等)について同様の記載。 <p>※必要に応じて、個人情報の保護に関する法律における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置をとる場合がある。</p> <p>※匿名加工情報を作成して第三者に提供するときには、 予めホームページ等で第三者に提供する匿名加工情報に含まれる項目及び匿名加工情報の提供の方法を公表し、 提供先に当該情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。</p>	

銀行、資金移動業者の比較④

		銀行	資金移動業者
破綻した場合の資金保全	根拠	預金保険法	資金決済法
	払戻し・還付額	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行が破綻した場合、<u>預金保険制度により、一般預金等(利息のつく普通預金や定期預金等)については、1金融機関ごとに預金者1人あたり、元本1000万円までと破綻日までの利息が保護される。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>各営業日ごとに、「要履行保証額(未達債務[利用者から受け入れた資金]+還付手続費用)」を把握し、基準期間(1週間)における最高額を、当該基準期間の末日から1週間以内に供託所に供託することにより、資金を保全する義務がある。供託に代えて金融機関との保全契約を締結することも可能^{(※1)(※2)}。</u> <p>※1 信託契約の場合、基準期間を毎営業日とし、各営業日における要履行保証額を、翌営業日までに上回るよう、信託財産を拠出。</p> <p>※2 保全方法については、令和3年5月1日に施行される改正資金決済法において改正されている(P23参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>資金移動業者が破綻した場合、利用者は、財務局の還付手続により、供託等によって保全されている資産から金額の多寡にかかわらず弁済を受けることができるが、例えば資金移動業者の取扱額が週ごとに大きく変動しているような場合には、業者破綻時に供託額が必ずしも十分でなく、債権額に応じて按分した額しか受け取れない可能性がある。</u>
	払戻し・還付までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>準備が整い次第、速やかに払い戻しが可能となるように対応。</u> <p>※ 預金保険制度で保護される預金等の払戻しに要する時間については、破綻金融機関の預金者データの整備状況によって異なるが、金融庁・預金保険機構のパンフレットのQ&Aでは、「例えば金曜日に破綻した場合、翌週月曜日から払い戻せるように努める」とされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 十分な額が供託されている場合であっても、債権申出のための公示や配当表の確定等の手続のため、<u>供託金の還付に半年程度が必要。</u>

銀行、資金移動業者の比較⑤

不正払戻しの補償

		銀行				資金移動業者
		盗難カード	偽造カード	盗難通帳	インターネット バンキング	
補償根拠		預金者保護法		全銀協 申し合わせ		日本資金決済業協会 各ガイドライン※2
補償要件		盗難から2年以 内に要通知	—	金融機関への速 やかな通知 (損害発生日から30 日以内)	金融機関への 速やかな通知 (損害発生日から 30日以内)	個社による (利用者及び被害者の便 宜に配慮した期限の設定 とすることとされている)
対象期間		通知から 30日前以降	—	通知から 30日前以降	通知から 30日前以降	個社による (利用者及び被害者の便 宜に配慮した期限の設定 とすることとされている)
補償割合	無過失	全額	全額	全額	全額	全額
	過失	4分の3	全額	4分の3 ※金融機関による	個別対応※1	個別対応※3
	重大な過失	補償せず	補償せず	補償せず		

※1 インターネットの技術やその世界における犯罪手口は日々高度化しており、そうした中で、各行が提供するサービスは、そのセキュリティ対策を含め一様ではないことから、重過失・過失の類型や、それに応じた補償割合を定型的に策定することは困難である。したがって、補償を行う際には、被害に遭ったお客さまの態様やその状況等を加味して判断する。

※2 日本資金決済業協会において、「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン」を制定(2020.12.3)し、資金移動業者が提供する資金移動サービスを銀行口座と連携する場合における補償方針を定めている。また、資金移動業の利用者のアカウントを不正に利用する場合(乗っ取り)の補償等についても、「資金移動サービスの不正利用防止に関するガイドライン」が制定(2021.4.2)された。

※3 自らが提供する資金移動サービスの内容に応じて、適切な補償方針を策定することが重要であり、消費者契約法その他の法令の趣旨に照らし、利用者や被害者の保護に欠けるような補償方針は許容されるものではない点に留意が必要である。また、補償する場合としない場合がある場合には、消費者にわかりやすく説明する必要がある。

参考資料② その他

資金移動業者の口座への賃金支払に係る近時の決定

成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)

(2)新たに講ずべき具体的施策

iv)国家戦略特区の推進

②「新たな生活様式」に対応した規制改革の推進

ウ)デジタルマネーによる賃金支払い(資金移動業者への支払い)の解禁

○ 賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2020年度できるだけ早期の制度化を図る。あわせて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネー・ロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)

(令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

3生活者としての外国人に対する支援

(2)生活サービス環境の改善等

⑤金融・通信サービスの利便性の向上

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくに当たっては、家賃や公共料金の支払、賃金の受領等の様々な場面において、金融機関の口座を利用することが必要となることから、外国人が円滑に銀行口座を開設できるようにするための取組を進めていく必要がある。(略)

【具体的施策】

○ 賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、令和2年度できるだけ早期の制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

[内閣府(地方創生)、厚生労働省、金融庁]《施策番号88》

賃金の「通貨払の原則」について

- 労働基準法では、賃金は通貨払いが原則であるが、現行の労働基準法施行規則では、その例外として、労働者の同意を得た場合、①銀行口座への振込と②証券総合口座への払込による賃金支払が認められている。

労働基準法(昭和22年法律第49号)

第24条(賃金の支払い)

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

- 2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金(第八十九条において「臨時の賃金等」という。)については、この限りでない。

労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)

第7条の2

使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。

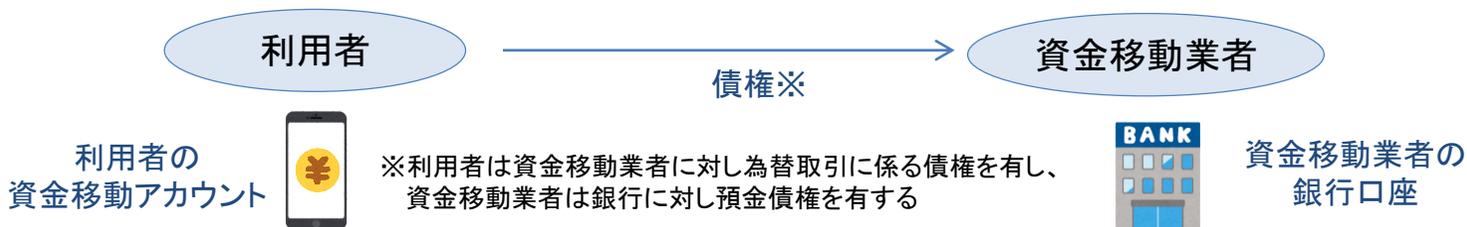
- 一 当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み
- 二 当該労働者が指定する金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「金商法」という。)第二条第九項に規定する金融商品取引業者(金商法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、金商法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)をいう。以下この号において同じ。)に対する当該労働者の預り金(次の要件を満たすものに限る。)への払込み

イ～ハ 略

2・3 略

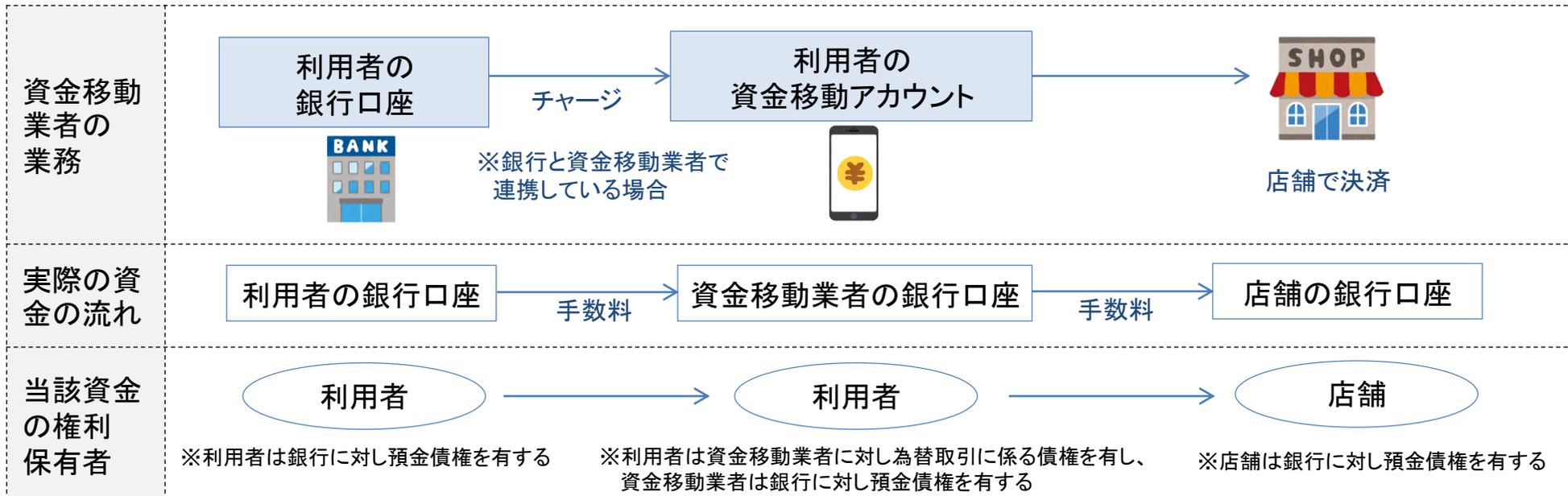
資金移動アカウントを利用する場合の資金の流れのイメージ①

- 利用者の資金移動アカウントに一定額ある場合、利用者は当該資金の債権を資金移動業者に対して有する一方、実際の資金は資金移動業者の銀行口座にある。



- たとえば、利用者の銀行口座から利用者の資金移動アカウントに一定額をチャージし、店舗で当該額の決済を行う場合、当該資金の権利保有者と実際の資金の流れのイメージは以下のとおり。

【利用者の銀行口座から利用者の資金移動アカウントに一定額をチャージし、店舗で当該額の決済を行う場合のイメージ】



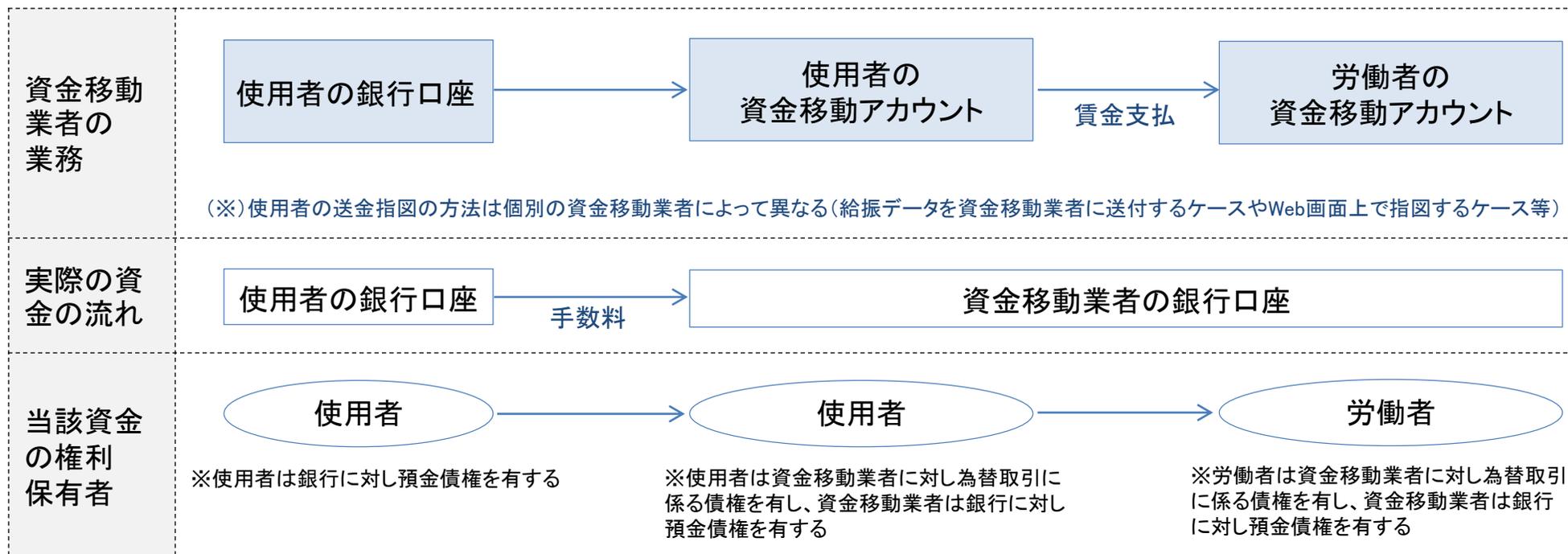
※ 上記は一般的な流れを簡略化したもの。たとえば、店舗での決済により資金の権利保有者は利用者から店舗に移行するが、店舗での決済から実際に資金が店舗の銀行口座に振り込まれるまでの間にはタイムラグが生じる。

資金移動アカウントを利用する場合の資金の流れのイメージ②

※各委員のご指摘を踏まえ、事務局において、議論の素材として作成したもの。

- 仮に資金移動アカウントへの賃金支払が認められ、使用者が労働者の資金移動アカウントに賃金(の一部)を支払う場合、当該資金の権利保有者と実際の資金の流れとして想定されるイメージは以下のとおり。
- たとえば、使用者が労働者と同じ資金移動業者のアカウントを開設する場合、使用者の資金移動アカウントから労働者の資金移動アカウントへの賃金支払により、実際の資金は資金移動業者の銀行口座から移動しないものの、当該資金の権利保有者は使用者から労働者に移ることとなる。

【使用者が労働者の資金移動アカウントに賃金(の一部)を支払う場合のイメージ(例)】



※ 上記は想定される流れの1例を簡略化したものであり、個別の資金移動業者によって異なる。

銀行口座・証券総合口座への賃金支払を行う際の現行の取扱

賃金の口座振込み等について(平成10年9月10日基発第530号※労働省労働基準局長から都道府県労働局長宛の通知)

今般、労働基準法施行規則の一部を改正する省令(平成10年労働省令第33号)により、使用者が労働者に賃金を支払う場合において、証券会社の一定の要件を満たす預り金への払込みによる支払が認められることとなったことに伴い、従来から認められていた銀行その他の金融機関の預金又は貯金の口座への賃金の振込み及び証券会社の一定の要件を満たす預り金に該当する証券総合口座(以下「証券総合口座」という。)への賃金の払込み(以下「口座振込み等」という。)を実施する使用者に対しては、今後、下記により指導することとされたい。

なお、昭和50年2月25日付け基発第112号は、本通達の施行をもって廃止する。

記

- 1 口座振込み等は、書面による個々の労働者の申出又は同意により開始し、その書面には次に掲げる事項を記載すること。
 - (1) 口座振込み等を希望する賃金の範囲及びその金額
 - (2) 指定する金融機関店舗名並びに預金又は貯金の種類及び口座番号、又は指定する証券会社店舗名並びに証券総合口座の口座番号
 - (3) 開始希望時期
- 2 口座振込み等を行う事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と、次に掲げる事項を記載した書面による協定を締結すること。
 - (1) 口座振込み等の対象となる労働者の範囲
 - (2) 口座振込み等の対象となる賃金の範囲及びその金額
 - (3) 取扱金融機関及び取扱証券会社の範囲
 - (4) 口座振込み等の実施開始時期
- 3 使用者は、口座振込み等の対象となっている個々の労働者に対し、所定の賃金支払日に、次に掲げる金額等を記載した賃金の支払に関する計算書を交付すること。
 - (1) 基本給、手当その他賃金の種類ごとにその金額
 - (2) 源泉徴収税額、労働者が負担すべき社会保険料額等賃金から控除した金額がある場合には、事項ごとにその金額
 - (3) 口座振込み等を行った金額
- 4 口座振込み等がされた賃金は、所定の賃金支払日の午前10時頃までに払出し又は払戻しが可能となっていること。
- 5 取扱金融機関及び取扱証券会社は、金融機関又は証券会社の所在状況等からして1行、1社に限定せず複数とする等労働者の便宜に十分配慮して定めること。
- 6 使用者は、証券総合口座への賃金払込みを行おうとする場合には、当該証券総合口座への賃金払込みを求める労働者、又は証券総合口座を取り扱う証券会社から信託約款及び投資約款の写しを得て、当該証券会社の口座が「MRF」(「マネー・リザーブ・ファンド」)により運用される証券総合口座であることを確認の上、払込みを行うものとすること。

また、使用者が労働者等から得た当該信託約款及び投資約款の写しについては、当該払込みの継続する期間中保管すること。

資金移動業者の口座への貸金支払に関する労働者のニーズと考えられる背景

公正取引委員会「QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書」(令和2年4月21日)

ノンバンクのコード決済事業者のアカウントに対して貸金の支払が行えるようになった場合、約4割の利用者が、自身が利用するコード決済サービスのアカウントに貸金の一部を振り込むことを検討すると回答しており、一定のニーズがあると考えられる。

(参考)消費者向けアンケート

Q ノンバンクコード決済事業者のアカウントに対して貸金の支払が行われるようになった場合、自身が利用するコード決済のアカウントに貸金の一部を振り込むことを検討するか？

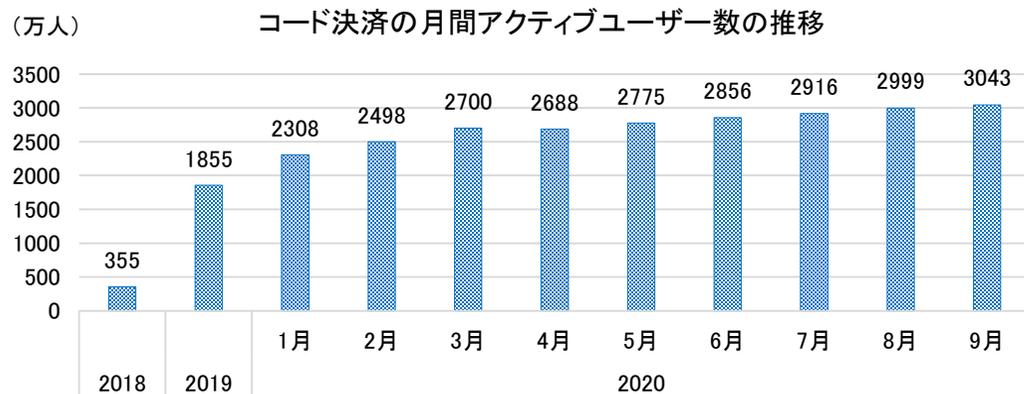
検討する	検討しない	回答数
1,594 (39.9%)	2,406 (60.2%)	4,000

(注)12,450名を対象として、スクリーニング調査を行い、このうち、コード決済を利用している消費者4,000名に対しウェブアンケートの委託調査を実施。実施期間は令和元年12月20日～12月25日。

【考えられる背景】

1. QRコード等によるキャッシュレス決済が普及していること

⇒ 2020年9月時点の「月間アクティブユーザー数」(月に1回支払ったことがある人の数)の16社の合計は、約3000万人。



(資料出所)一般社団法人キャッシュレス推進協議会
「コード決済利用動向調査」

- ・2018年・2019年調査(2020年6月23日公表)はコード決済事業者13社から提供されたデータの合計。各社の毎年12月の月間アクティブユーザー数の総計。
- ・2020年1月～2020年9月分は、コード決済事業者16社から提供されたデータを集計。

2. 銀行口座から資金移動業者口座へのチャージを行う手間がなくなること

3. 銀行口座と資金移動業者口座の間で連携できず、チャージできないケースがあること

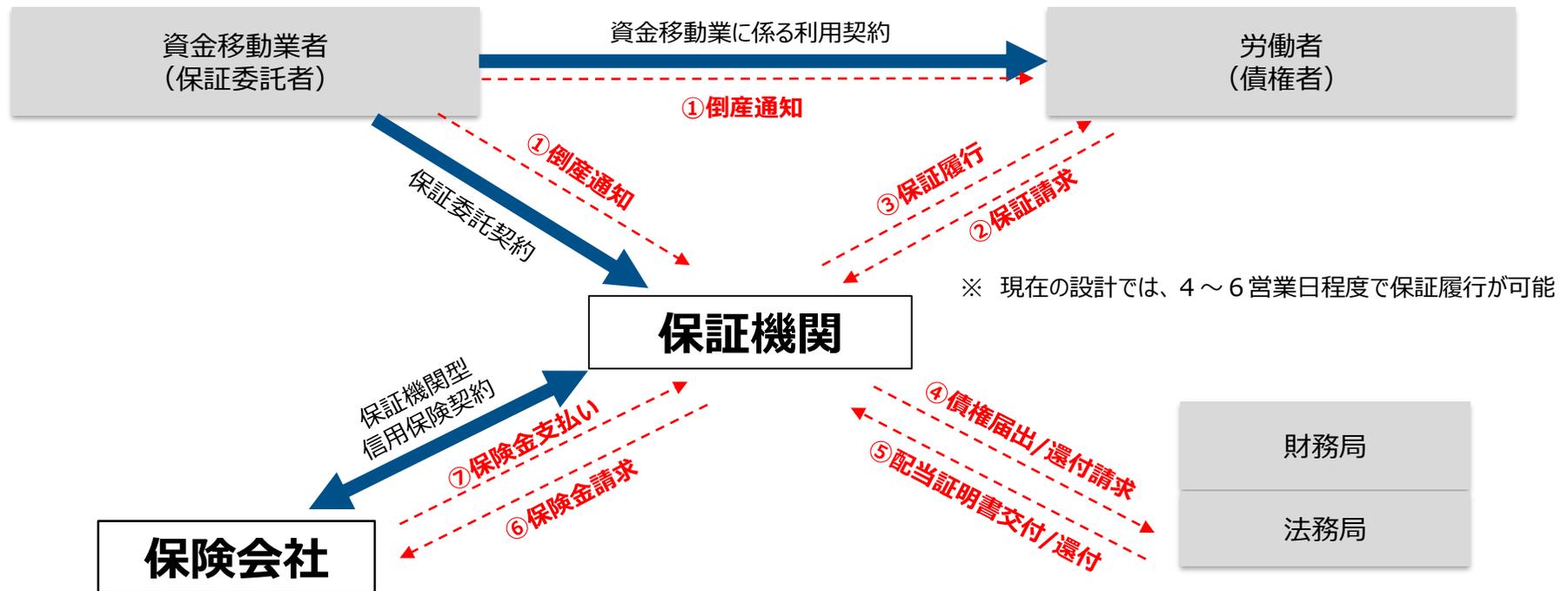
資金移動業者が破綻した場合の資金保全のスキームの例

※各委員のご指摘を踏まえ、事務局において、議論の素材として作成したもの。

- 資金移動業者が破綻した場合に、資金移動業者の口座にある賃金について、①十分な額が、②早期に、労働者に支払われる仕組みとして、例えば以下のようなスキームが考えられる。

(検討中のスキームの例)

- 資金移動業者が破綻した場合、保証機関から労働者に対し、破綻時における各労働者の口座残高の一定額（最大100万円）を早期に支払い。
- 保証機関が保証履行することにより、本来労働者が有する権利である供託金請求権が保証機関へ法定代位。保証機関より財務局に対し供託金の還付請求を実施。
- 供託金の不足により、保証機関が履行した保証金額と、代位請求により還付を受けた供託金額の差額が発生し、保証機関が損失を被った場合、保証機関型信用保険契約を締結している保険会社より保険金にて同損失を補償。



(資料出所) 令和2年3月10日規制改革会議投資等WG内閣府提出資料を一部改変

- (注) 上記は1例。当初から一定額(最大100万円)ではなく、銀行から直接給与残高全額を支払うスキーム等も検討中。いずれにしても、労働者に対して、
- ①十分な額(資金決済法改正後の滞留規制に鑑みて、全額または上限を設ける場合は100万円以上(※給与残高が100万円未満の場合には当該額))が、
 - ②早期に(数日以内)に支払われるスキームとなっている。